

告 示

埼玉県告示第八百三十一号

測量計画機関である埼玉県川越県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年七月九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

埼玉県川越県土整備事務所

二 作業種類

公共測量（航空レーザ測量、修正測量）

三 作業地域

一級河川入間川（狭山市広瀬一丁目地内外）

四 作業期間

令和三年六月二十八日から令和三年十一月十五日まで